

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者氏名	所在地	指名停止の期間
蜂谷工業 株式会社	取締役社長 蜂谷 泰祐	岡山県岡山市北区鹿田町1-3-16	令和6年 3月27日から 令和6年 5月26日まで (2箇月)

事案の概要	<p>蜂谷工業株式会社は、建設業法第15条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所専任技術者として配置し、また同法第26条の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置した。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年11月28日、国土交通省中国地方整備局から、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。</p>
指名停止の理由	<p>「松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」別表第2第8号に該当 (建設業法違反行為) 8 建設工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>
備考	